

(認知症対応型共同生活介護事業所)

(介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)

グループホーム「あったかホームⅠ・Ⅱ」運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会が設置運営する認知症対応型共同生活介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所「あったかホームⅠ・Ⅱ」(以下事業所という。)において実施する、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下事業という。)の適正な運営及び、利用について必要な事項を定め、円滑な事業運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった要支援2及び、要介護状態の利用者に対して、家庭的な環境のもとでの食事・入浴・排泄等の日常生活の世話、及び日常生活を通じての心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して、安心と尊厳のある生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供す介護サービスは、介護保険法並びに、関係する厚生省令、告示の主旨及び、内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成する事により、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及び、その家族に対し、サービスの内容及び、提供方法について解り易く説明する。
- 4 適切な介護技術をもって、サービスを提供する。
- 5 自己評価、外部評価を行い、常にサービスの質の向上に努める。
- 6 ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 7 事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び、所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム あったかホームⅠ・Ⅱ
- (2) 所在地 岐阜県不破郡垂井町宮代1153-2

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び、職務内容は次のとおりとする。

また、職員は全て認知症対応型通所介護事業所の職員を兼務する。

- (1) 管理者 常勤1名(兼務)

管理者は、業務の管理及び、職員等の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 常勤1名(介護支援専門員)(兼務)

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に他のユニットで介護支援専門員でない計画作成担当者の業務を監督する。また、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携調整を行う。

- (3) 介護職員 常勤5名(内1名兼務)
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び、支援を行う。

(事業の実施における利用定員)

第6条 利用定員は、認知症対応型通所介護利用者3名を含め12名とする。

(事業の利用内容)

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別の介護計画を(以下「介護計画」という。)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更にあたっては、利用者及び、家族に対して当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する介護サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- (1) 居室使用料 月額 50,000円
- (2) 1日当り食材費 1,550円(朝390円、昼・夕550円、間食60円)
- (3) 共益費 月額 10,000円
- (4) おむつ代、理美容代、その他日常において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費で支払を受ける。
- (5) 入居保証金として、入居時に100,000円を申し受ける。
保証金は、毎月の支払いの遅延若しくは、利用者の責による施設の破損や汚染等の修理費に充当する。又、退居時には残金を利用者に返還する。ただし、入居保証金に利息はつかない。
- 2 暦月の中途における入居又は、退居については、日割り計算とする。
- 3 毎月の利用料の支払は、第1項の(2)及び(4)の前月分の利用料と、前月分の介護保険利用者1割負担又は、2割負担、3割負担分、当月の第1項の(1)及び(3)の居室使用料、共益費を当月の10日までに請求書を発行し、当月の20日までに支払うものとする。
- 4 支払方法は、現金か又は銀行口座振替(自動振替も含む)で指定口座に振込む。

(入・退居に当たっての留意事項)

第10条 本事業の対象者は、要支援2及び、要介護者であって、認知症の状態にありかつ次の各号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障が無いこと。
- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要が無いこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し前項に該当しなくなった場合は、1~3週間の猶予を持って退居してもらう事がある。
- 3 退居にあたっては、利用者及び、家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協

議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密事項の保持を厳守する。

- 2 従事者であった者がその職を離れた後も、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らすことが無いよう必要な措置を講ずる。
- 3 本事業所が保有する利用者等の個人情報、個人情報保護に関する法令及び、その他の規範を遵守し、別に定める個人情報管理規程にもとづき、適正かつ適切に取り扱う。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を使用する際には、あらかじめ利用者及び家族の同意を得る。

(苦情・ハラスメント処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置の実施、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、その提供した介護サービスに関し、保険者が行う文書やその他の物件の提出もしくは提示の求め、または保険者の職員からの質問及び照会に応じ、利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、その提供した介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討し、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに解除する。
- 3 事業所は、従業者に対して、身体拘束廃止と人権を尊重してケアの励行を図り、必要な教育を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又は、その再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針整備。
- 4 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(調査への協力等)

第15条 市町村及び地域包括支援センターが行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行う。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する介護サービス提供に当って、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第17条 本事業に必要な設備・備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 4 事業所における感染症の予防及び、まん延の防止のための指針を整備する。
- 5 事業所において従業者に対し、感染症の予防及び、まん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応策)

第18条 利用者の心身の状態に異変その他の緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第19条 非常災害が発生した場合従事者は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(認知症介護に係る基礎的な研修)

第21条 事業所は、総ての介護サービス従業者（介護士、看護師、准看護師、介護支援専門員介護保険法第8条第2項に定める者などの資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。

(その他運営についての重要事項)

第22条 事業所は、従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うために、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

(記録の整備)

第23条 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附 則

この規程は、平成14年8月3日から施行する。

平成18年4月1日 改訂

平成22年2月1日 改訂

平成27年8月1日 改定

令和 6年4月1日 改定

令和 7年4月1日 改定 第9条(2) 食材費の変更